

広告主を募集します！

町では、「広報よりい」、「町公式ホームページ」など、次の媒体に有料広告を掲載・掲示します。

この取り組みは、自主財源の確保と地域産業の振興を図るため実施するものです。

なお、掲載などができない広告、業種がありますので、掲載基準などの詳細については、ホームページで確認するか、直接担当課にお問い合わせください。

また、各広告媒体の掲載・掲示申込書は、担当課窓口にて用意してあるほか、ホームページから取り出すことができます。

町公式ホームページ <http://www.town.yorii.saitama.jp/>

寄居駅跨線歩道橋内

町では、寄居駅と連絡する跨線歩道橋の壁面などに広告掲示場所を設け、お店や企業、商品のPR活動をお考えの広告主を募集しています。

寄居駅は、鉄道3線が乗り入れ、1日当たり約9,000人の乗降客が利用しており、高い広告の効果が期待できます。

規格・使用料金等／

種類	規格	募集枠	使用料	備考
掲示板	縦 1080mm×横 740mm以内 (Aタイプ)	6 枠	1枠につき月額10,000円	B1サイズ
	縦 1080mm×横 740mm以内 (Bタイプ)	4 枠	1枠につき月額10,000円	B1サイズ連続2枠使用可
	縦 580mm×横 950mm以内 (Cタイプ)	6 枠	1枠につき月額10,000円	A1サイズ連続3枠使用可
	縦 830mm×横 950mm以内 (Dタイプ)	3 枠	1枠につき月額7,000円	B1サイズ連続3枠使用可
展示ケース	縦 830mm×横 650mm以内 (Eタイプ)	2 枠	1枠につき月額10,000円	A1サイズ
	幅350mm×奥行380mm×高さ300mm以内 (Fタイプ)	6 枠	1枠につき月額10,000円	連続2枠使用可
その他	案内板等	幅2000mm×奥行300mm×高さ2000mm以内	1 枠	幅×高さ1㎡につき月額10,000円

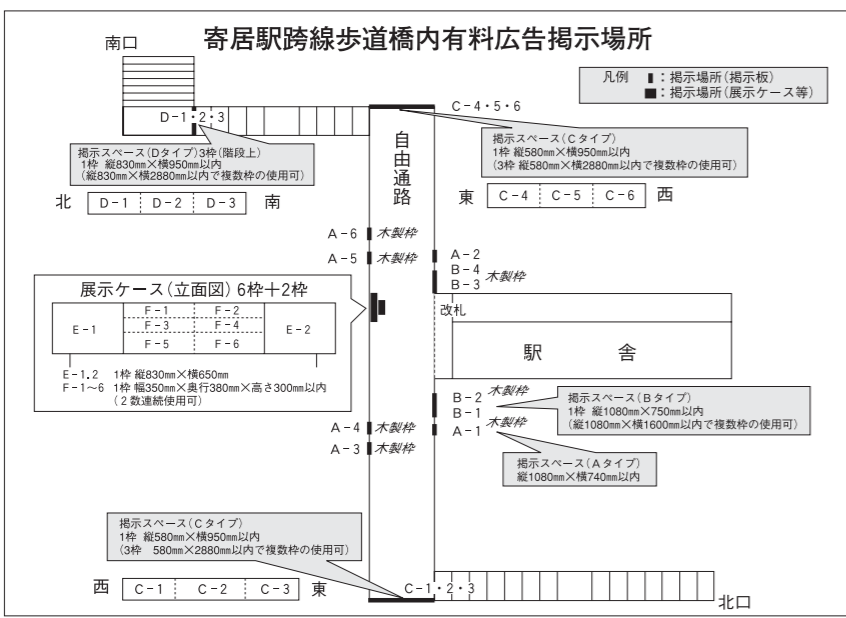
掲示期間／10月から平成20年3月まで（希望により1年間に延長することや月単位での利用も可能です）

募集期間／6月15日(金)から7月20日(金)まで

申込方法／行政財産使用許可申請書と跨線歩道橋内有料広告掲示申込書に、広告見本を添えて直接お申し込みください。

その他／同一掲示枠で定員を超えた場合は抽選になります。掲示場所に空きがある場合は、随時申込を受け付けます。広告の取り付け及び撤去の費用は広告主の負担となります。

問い合わせ・申し込み／まちづくり課（☎581・2121内線240）へ。



写真は跨線歩道橋内の展示ケースです

広報よりい

町では「広報よりい」を毎月1日に発行（部数12,400）し、町内の各世帯お届けしています。

また、男衾・用土両連絡所などでも配布しており、地域に密着した広告媒体となっていますので、高い広告の効果が期待できます。

今回募集するのは、10月号から平成20年3月号までの広告(24枠)の広告主です。

掲載位置等／

掲載位置	表紙・裏表紙を除いたページで、位置は町が決定します
規格	1 枠 縦48mm×横89mm 2 色刷り（色指定不可）
募集枠	1号につき4 枠
掲載料	1号の1枠につき10,000円

募集期間／6月15日(金)から7月20日(金)まで
申込方法／有料広告掲載申込書に必要事項を明記のうえ、広告原稿を添えて、直接お申し込みください。

掲載例／本誌18・19ページをご覧ください。

その他／原稿は規格の枠内に文字などを配置し、提出してください。指定文字、イラスト、写真（プリント）は原本を提出してください。

同一の広告募集枠に複数の申し込みがあった場合は、抽選になります。また、1号における広告の掲載枠数は、1事業所につき1枠としますが、掲載希望者が広告枠数に満たないときは、複数枠に掲載することができます。

問い合わせ・申し込み／総務課（☎581・2121内線315・317）へ。

町公式ホームページ (バナー広告)

トップページに掲載するバナー広告の広告主を募集します。今回募集するのは、10月から平成20年3月までのバナー広告の広告主です。

掲載位置等／

掲載位置	トップページ（位置は町が決定します）
規格	縦60ピクセル×横120ピクセル、4キロバイト以内、GIF形式
募集枠	5 枠
掲載期間	1か月単位（10月から平成20年3月まで）
掲載料	1枠 10,000円（月額）

募集期間／6月15日(金)から7月20日(金)まで

申込方法／有料広告掲載申込書に必要事項を明記のうえ、広告原稿を添えて、直接お申し込みください。

その他／掲載位置に空きがある場合は、随時申し込みを受け付けます。

問い合わせ・申し込み／総務課（☎581・2121内線315・317）へ。

国保加入のみなさんへ

町では、国保に加入している方に対して、いろいろな給付や助成事業を行っています。今回次の3つの制度をご紹介しますので、ご活用ください。

1、人間ドック・脳ドックの検診料助成制度

◎人間ドック

【助成対象者】 次の条件にすべて該当する方

- ① 国民健康保険に加入してから1年を経過された方
- ② 35歳以上の方
- ③ 国民健康保険税を完納または完納見込みの方
- ④ 脳ドック検診を同年度内において希望しない方

【検診機関】

- 埼玉よりい病院（寄居町）
- 藤間病院（熊谷市）
- 深谷市総合健診センター（深谷市）
- 小川赤十字病院（小川町）
- 本庄総合病院（本庄市）
- 埼玉成恵会病院（東松山市）
- 熊谷生協病院（熊谷市）

【助成額】 25,000円以内

◎脳ドック

【助成対象者】 次の条件にすべて該当する方

- ① ③までは人間ドック助成対象者と同じ。
- ④ 人間ドック検診を同年度内において希望しない方。

【検診機関】

- 関東脳神経外科病院（熊谷市）
- 磯部クリニック（深谷市）
- 小川赤十字病院（小川町）
- 埼玉よりい病院（寄居町）

【助成額】 25,000円以内

◎ 申込方法：国保の保険証を持参のうえ、町民課窓口へお越しください。

2、出産育児一時金の受領委任制度

◎ 出産育児一時金とは：

被保険者が出産したときに、申請により35万円が支給されます。妊娠4カ

月（妊娠85日）以降であれば死産・流産でも支給されます。 ※他の健康保険から支給される場合は、国民健康保険からは支給されません。 出産育児一時金の受領委任（受取代理）は、出産する方の経済的負担を軽減するため、医療機関等が被保険者に代わって、出産費用（35万円を限度）として、出産育児一時金を受け取るものです。

【対象者】 国保税に滞納がない世帯に属する妊娠4カ月（妊娠85日）以降の被保険者。

【申請方法】

妊娠4カ月以降、申請書の交付を受け、医療機関等の同意を得た後、出産予定日まで2カ月以内になりましたら、申請してください。 【申請書の交付】 国保の保険証・母子健康手帳など妊娠4カ月以上であることが確認できるもの。

3、入院時の食事代の減額制度

国民健康保険に加入されている方が、入院したときに支払う食事代は、標準負担額だけを自己負担し、残りは町の国民健康保険が負担しています。ただし、住民税非課税世帯及び70歳

入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）

一般（下記以外の人）	260円
○ 住民税非課税世帯	90日までの入院 210円
○ 70歳以上で低所得者Ⅱ（注1）	90日を超える入院（過去12カ月の入院日数） 160円
70歳以上で低所得者Ⅰ（注2）	100円

注1）低所得者Ⅱとは、同一世帯の世帯主及び国保加入者が住民税非課税の人。
注2）低所得者Ⅰとは、同一世帯の世帯主及び国保加入者が住民税非課税で、その世帯の判定対象者の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる人。

以上で低所得者Ⅰ・Ⅱに区分される方については、「減額認定証」を医療機関の窓口にて提示することにより左表のように自己負担額が減額となります。該当すると思われる方は、入院する前に申請をして「減額認定証」の交付を受けてください。